

高松市男女共同参画推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を推進するため、高松市男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見聴取事項等)

第2条 市長は、次に掲げる事項について懇談会から意見を聴取するものとする。

- (1) 本市における男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 本市における男女共同参画施策の取組状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

2 懇談会は、前項の規定に基づく懇談のほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく協議会として、同条第4項に規定する協議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市民政策局男女共同参画・協働推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。